

工事用標示板に関する特記仕様書

○○○工事中	
(上記タイトルは赤字とする)	
工事名	○○○○○○○工事
場 所	水戸市○○○町地内
工 期	自 令和○○年○○月○○日 至 令和○○年○○月○○日
施 工	○○○○○株式会社 Tel ○○○—○○○—○○○○
発注者	一般財団法人水戸市農業公社 理事長 飯 島 清 光 Tel 029-251-5532

※注意事項

- 1 看板寸法 横 1,100mm×縦 1,400mm 程度とする。
- 2 設置個数 起点及び終点の 2箇所以上を原則とする。
- 3 その他 文字は丸ゴシック体を基本とする。
手書き文字（専門業者のものは除く）は禁止とする。
工事中破損したり損傷の激しいものは隨時交換すること。
上記により難い場合は監督員と協議すること。

工事施工にあたっての注意事項

- 1 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 過積載車輛、差し枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 6 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 7 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 8 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

発生材の処理に関する特記事項

建設工事では、発生材の抑制を努め、搬出する場合には下記取り扱いによる。

建設発生土 再生資源としての運用を図る。

発生土以外の発生材が混入しないよう分別に努めて搬出するものとする。

建設副産物 (アスファルト塊、コンクリート塊、廃木材) 再生資源とする。

- 1 受注者は、解体下請業者・再生処理業者を監督し適正な処置が行なわれていることを常に確認すること。
- 2 受注者は、工事完了後に完成図書の他に再生処理施設の受け入れ集計表を提出する。

建設廃棄物 最終処分場での処分とする。

- 1 受注者は、解体下請業者・収集運搬業者・最終処分業者を監督し適正な運搬処分が行なわれていることを常に確認すること。
- 2 収集運搬業者及び最終処分業者は、産業廃棄物処理場の許可を得ている者とし、最終処分場の指定を受けた場所へ処分する。
- 3 受注者は、下請業者と下請け契約をするだけではなく、収集運搬業者及び最終処分業者に処理の委託契約を行なう。
- 4 受注者は、工事着工前に解体工事計画書を本市に提出する。
解体工事計画書は下記事項を明記する。
 - ① 解体作業計画 解体作業機器、解体作業員及びその資格
 - ② 収集運搬計画 収集運搬車輛及び登録番号、収集運搬経路
 - ③ 最終処分計画 最終処分方法、処分方法、処分業許可書写し、処分場の位置図、指定区域図、現状写真
- 5 受注者は、工事完了後に完成図書の他に解体工事報告書を提出する。
解体工事報告書は下記事項を明記する。
 - ① 収集運搬車輛運航記録及び集計表
 - ② 最終処分業者の処理記録及び集計表
 - ③ 最終処分場の廃棄物受け入れ前及び受け入れ後の現状写真
- 6 その他関係法令に基づき適切に処理すること。

火災保険等特記仕様書

建築工事請負契約書第47条における火災保険等に関しては、必要な保険に加入し監督員に写しを提出すること。ただし、監督員と協議の上、必要としない工事に関しては適用しないものとする。

保険等の対象となる、目的、保険等の種類、本約款関連条文一覧

目的	保険等の種類	関連条文
工事目的物、工事材料及び仮設物等に生じる損害を填補する保険	建設工事保険 土木工事保険 組立保険 火災保険	第27条(一般的損害) 第29条(不可抗力による損害)
建設機械器具に生じる損害を填補する保険	動産総合保険 機械保険	第27条(一般的損害) 第29条(不可抗力による損害)
運送中の工事材料、建設機械器具に生じる損害を補填する保険	貨物海上保険 運送保険	第27条(一般的損害)
工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補する保険	請負業者賠償責任保険	第28条(第三者に及ぼした損害)
工事作業員・作業員の身体障害を填補する保険	法定外労災補償(建設共済等) 労働災害総合保険 傷害保険	第27条(一般的損害)

暴力団等の排除に係る特記仕様書

- 1 水戸市が発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下、暴力団等という。）と下請契約を締結してはならない。
- 2 水戸市が発注する工事を履行するに当たり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- 3 水戸市が発注する建設工事等において、暴力団等から不等要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。
- 4 上記の暴力団等の排除に関する具体的な手続きは、「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項」及び「水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する協定書」に基づき行うものとする。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行なうことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、別紙様式「使用申請（承諾）書」にて申し出、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の要件の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、茨城県土木部・茨城県企業局の建設工事必携（以下「建設工事必携」という。）写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕工事写真撮影要領（以下「営繕写真要領」という。）「2.(3)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。なお、信憑性確保の観点から、原則、この使用機器の事例から選定すること。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、提示した使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、建設工事必携の写真管理基準「2-2 撮影方法」及び営繕写真要領「2.(3)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式（物理的小黒板利用）の撮影を併用することを認めるものとする。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、建設工事必携の写真管理基準及び営繕写真要領に準ずるが、小黒板情報の電子的記入については、建設工事必携「2-5 写真編集等」及び営繕写真要領「4.(1)」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行なった写真の納品

受注者は、小黒板情報の電子的記入を行なった写真（以下「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者は URL 「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行ない、その結果を併せて監督員へ提出し、確認を受けること。

別紙様式

使用申請（承諾）書

水戸市〇〇部〇〇〇〇課

監督員 〇〇〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇建設
現場代理人 〇〇〇〇

下記工事について、小黒板情報の電子化を実施したく申請します。

工事名	幹線市道〇〇号線 道路改良工事
場所	〇〇〇町
工期 (西暦記載可)	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
対象工種	※実施対象を明確に記入すること。 (例)全工種、土工事のみ、施工状況のみ、出来形のみ
使用機器・ ソフトウェア等	※使用機器・機能・製品名・形式など詳細に記入すること。
信憑性確認の方法	※確認方法について明確に記載すること。 (例)上記機器に搭載されているチェックシステムを使用します。 (例)JACIC のチェックツール(無償)を使用します。
写真納品の方法	(例)工事写真帳に含め提出します。(紙媒体による写真) 併せて信憑性確認結果を提出します。(紙媒体、CSV ファイルデータ)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 〇〇〇〇建設

現場代理人 〇〇〇〇 様

上記内容について、**承諾**します。
不承諾

(一財) 水戸市農業公社

監督員 〇〇〇〇

事務局長	次長	係長	係

※2部作成すること。

建設業退職金共済制度の確認について

- 1 「建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書」（以下「報告書」という。）の提出にあたっては、1件の請負代金額が500万円以上の工事とする。なお、契約変更により500万円以上となった場合は、報告書提出の必要はありません。
- 2 受注者は、建設現場ごとの元請・下請を含めた対象労働者の就労日数を把握し、必要な枚数を購入するよう努めて下さい。購入枚数の把握が困難な場合には、労働者退職金共済機構建設業退職金共済事業部で工事規模・工種別の「共済証紙購入の考え方」を参考にしてください。
- 3 建設業退職金共済組合証紙を購入した場合には、契約締結後30日以内に報告書を提出するようにして下さい。
ただし、工事契約締結当初は、建退共制度の対象労働者を雇用しないこと等の理由により、期限内に掛金収納書を提出できない場合には報告書にその理由を記載して下さい。
想定される理由を参考に例示します。
 - ① 会社に退職金制度がある。
 - ② 従業員が中小企業退職金共済事業の被保険者である。
 - ③ その他の退職金制度に加入している。
 - ④ 対象労働者数及び就労予定日数を把握して計算した。
 - ⑤ 会社の余剰証紙を活用する。

なお、証紙の追加購入等を行った場合には、工事完成までに報告書を提出するようにしてください。

再生資源利用計画に関する特記仕様書

「再生資源利用計画（実施）書」及び「再生資源利用促進計画（実施）書」を作成する場合、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によりデータを入力して、監督員に出力した内容の確認を受けること。

※COBRIS に関する問い合わせは

一般財団法人 日本建設情報総合センター（JACIC）
建設副産物情報センター

<http://www.recycle.jacic.or.jp>

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号
アカサカセブンスアヴェニュービル2F
TEL：03-3505-0410 FAX：03-3505-0520

E-mail: recycle@jacic.or.jp

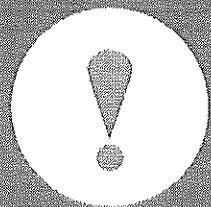
【お問い合わせ受付時間】

AM9:30～PM5:30（土日、祝祭日を除く）

請負工事・建設コンサルタント等業務委託関係業者の皆様へのお願い

皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の内容の実施をお願いいたします。

- ①政府、各行政機関から発信される情報の収集及び徹底
- ②現場状況等を勘案しつつアルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応の徹底
- ③従事者の健康状態の把握及び健康管理の徹底
- ④感染者が発生した場合等において、発注者（監督員等）への迅速な情報連絡を行うとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機をはじめ適切な措置を講ずること
- ⑤朝礼・終礼等の集合時において、特に感染対策の配慮
- ⑥別添『感染症対策へのご協力をお願いします』のポスターの周知
- ⑦清掃の徹底



感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



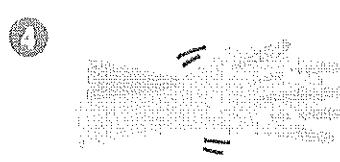
手の甲をのばすようにこります。



・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



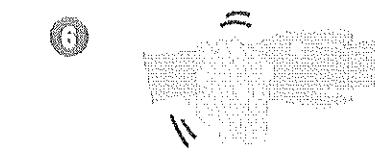
指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



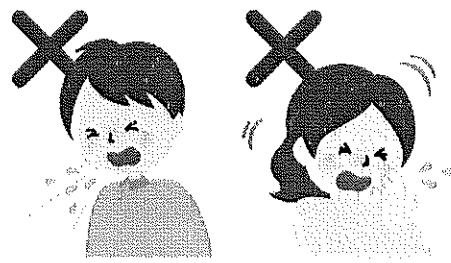
手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

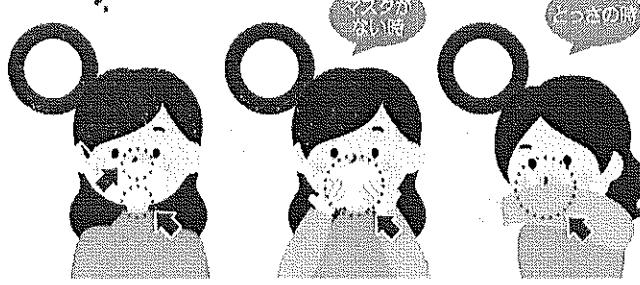
②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう

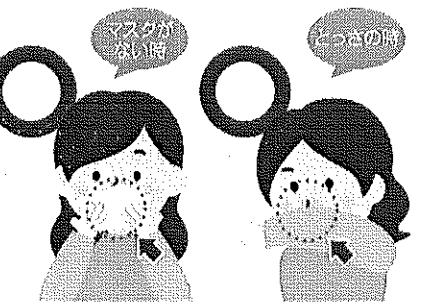


何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



感染症対策へのご協力をねがいします

せき

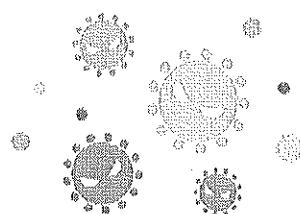
！咳工チケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳工チケット」です。

■ほかの人につさないために

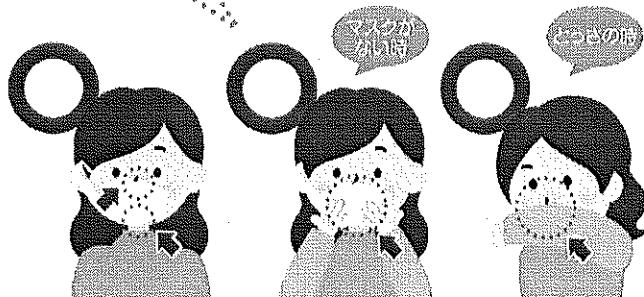
くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳工チケットを心がけましょう。

- ・マスクを着用します。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆います。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆います。
- ・周囲の人からなるべく離れます。



3つの咳工チケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う



何もせずに
咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを
手でおさえる

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う

② ゴムひもを
耳にかける

③ 隙間がないよう
鼻まで覆う

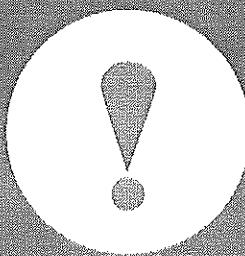
首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



感染症対策へのご協力をねがいします



手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方



・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「3つの密(密閉・密集・密接)」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



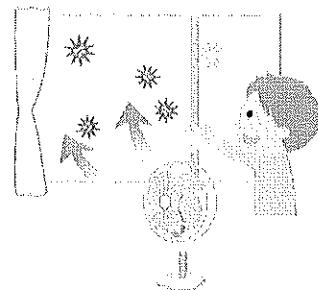
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れができるよう、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にしましょう。換気回数は毎時2回以上確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



窓がない場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するためには合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取り入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないとから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

車の場合は

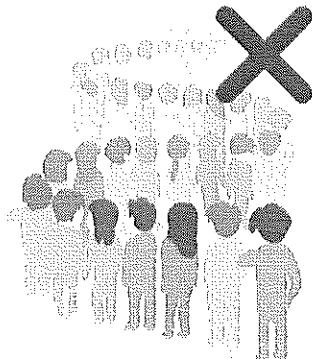
- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「外気モード」にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、窓を開けに協力しましょう。



新型コロナウィルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

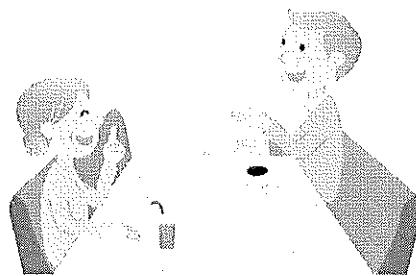
- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2メートル以上）を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人には近づきすぎないよう注意しましょう。

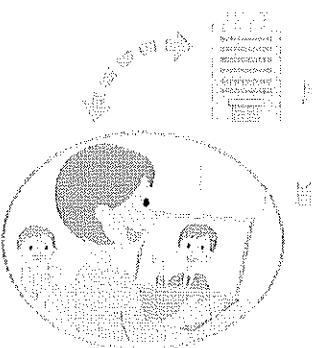
- ・飲食店の座席では、隣の人と一つ飛ばしに座ると、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、互い違いに座るのも有効です。



店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。

- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ



0120-565653



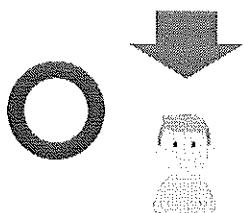
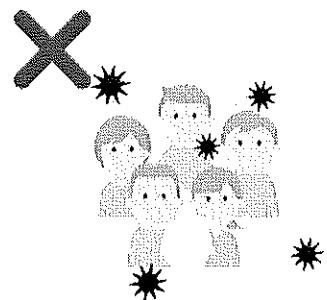
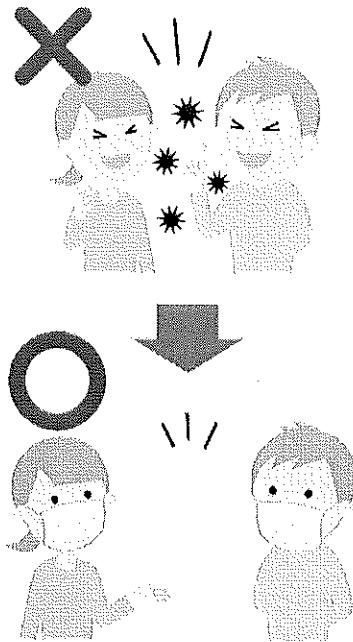
新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、十分な距離を保ち、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。

注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。

- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、ことのほか注意して下さい。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ



0120-565653

